

新川地区の減災に係る取組方針

令和 7 年 6 月 2 日

大規模氾濫に関する新川地区減災対策協議会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 3
3. 新川地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等	P. 4
4. 減災のための目標	P. 8
5. 現状と課題	P. 9
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 13
7. フォローアップ	P. 19

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月（平成 29 年 12 月修正）に公表された国土交通省『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、富山県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、新川地区において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「大規模氾濫に関する新川地区減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 5 日に設立しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ、二級水系についても「流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年度から設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化しました。

このことから、本協議会では、避難計画・水防対策を重点した「ソフト

対策」を推進することになりました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参 加 機 関	構 成 員
魚津市	市 長
滑川市	市 長
黒部市	市 長
富山県東部消防組合 消防本部	消 防 長
新川地域消防組合 新川地域消防本部	消 防 長
富山県 新川土木センター	所 長
富山県 新川農林振興センター	所 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山地方気象台	台 長
＜オブザーバー＞	
北陸地方整備局 黒部河川事務所	
あいの風とやま鉄道株式会社	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	
黒部川水力センター	
北陸電力株式会社 新川水力センター	

3. 新川地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

(1) 主な特徴

① 片貝川

片貝川は、その源を北アルプスの毛勝山（標高 2,414m）に発し、南又谷・東又谷を、河口付近で右支川布施川を合わせて富山湾に注ぐ二級河川で、平均河床勾配 1/12 の日本屈指の急流河川である。上流域は、山地の侵食が著しく、土砂の生産が大変多い。

中流域は、狭い田園地帯となっている。黒谷地先から河口までの下流域は、広々とした沖積扇状地を形成しており、河口に近づくにつれて田園地帯から住宅地帯に移行している。近年では、豊かな伏流水を利用した半導体工場や公営住宅団地等が立地している。

② 布施川

布施川は、北アルプスの僧ヶ岳に源を発し、右支流田糲川を合わせて河口付近で片貝川に合流し富山湾に注ぐ二級河川である。

上流部は山間を流れ、溪谷を形成している。下流部は水田地帯となっている。

③ 早月川

早月川は、その源を北アルプスの剣岳（標高 2,999m）に発し、白萩川、立山川が合流し、小又川、大熊谷等の支川を集めて魚津市三ヶより富山湾に注ぐ二級河川で、河床勾配は上流 1/4、中流 1/35、下流 1/50 と日本屈指の急流河川である。

上流域は、山地の侵食が著しく、土砂の生産が大変多い。中流域は、上流からの石礫を流送する河谷区間であるが、下流域では、広々とした扇状地であり田園地帯とともに、工場が立地している。

④ 鴨川

鴨川は、片貝川黒谷頭首工からの取水を源とし、北陸自動車道、国道 8 号、J R 北陸本線及び富山地方鉄道を横断し、富山湾に注ぐ二級河川である。

鴨川流域は、片貝川によって形成された扇状地内に位置している。国道 8 号近辺を境に、その上流側には田園地帯が広がり、下流側には魚津市の中心市街地が形成されている。

⑤ 角川

角川は、早月川、片貝川の分水嶺上の木曾平付近に発し、魚津市街地を流れ富山湾に注ぐ二級河川である。下流部は県東部でも珍しい緩流蛇行河川となっている。

⑥ 中川、沖田川

中川及び支川沖田川は、滑川市菱輪地先に位置する早月川菱輪頭首工からの取水を源とし、早月川の旧河道に沿って流下し、北陸自動車道、国道 8 号、富山地方鉄道及びあいの風とやま鉄道を横断し、富山湾に注ぐ二級河川である。

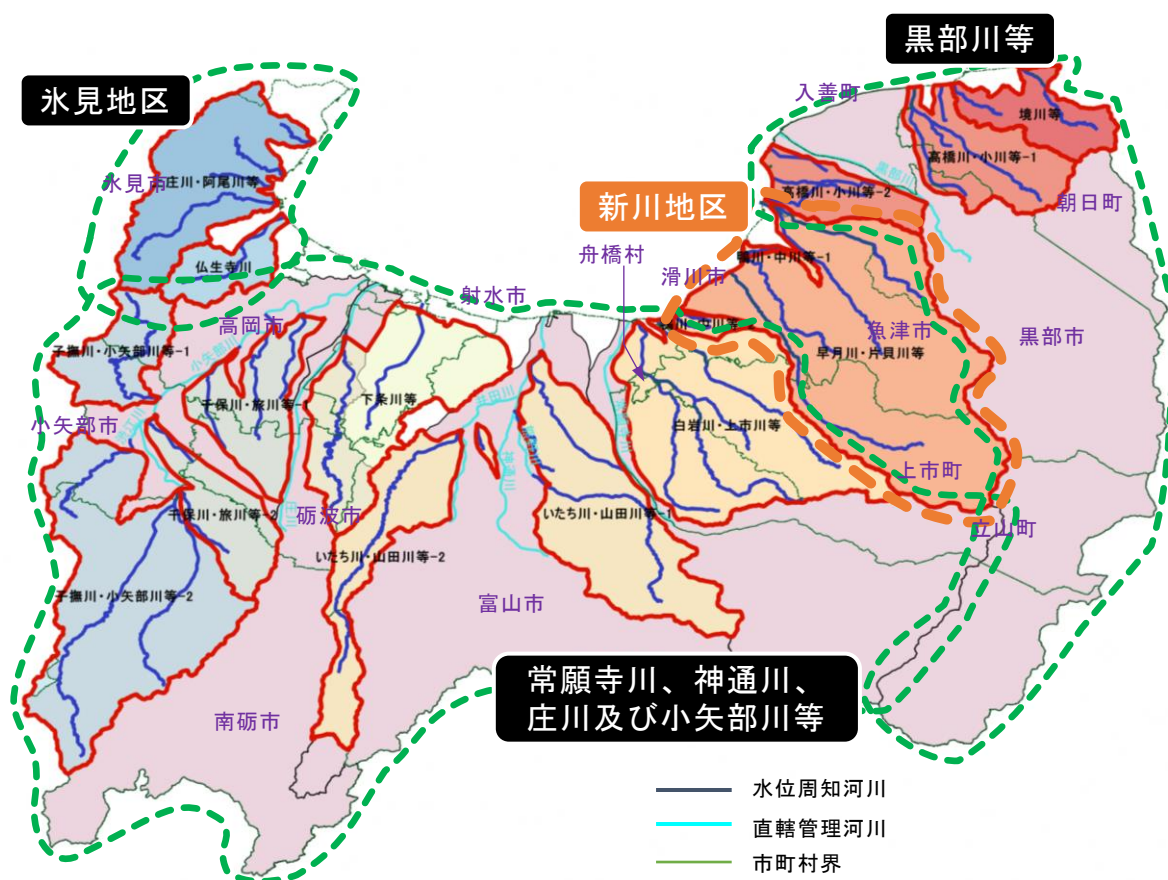
中川水系の流域は、早月川によって形成された扇状地に位置している。流域の土地利用は、国道 8 号近辺を境として、その上流側には田園地帯が広がり、下流側では市街化の進展が見られ、特に中川放水路沿川では、土地区画整理が行われるなど宅地が集積し滑川市街地が形成されている。

中川及び沖田川は、古くから、かんがい用排水路として整備されてきたことから、流下能力は小さく、これまで洪水による被害がたびたび発生してきた。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特性が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。新川地区を流れる 7 河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		布施川	
	早月川	早月川	
	角川	角川	
鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
	中川	中川	
		沖田川	

＜参考＞県管理河川のグループ分割（イメージ図）



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な管理点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木津川	木津川	
		小川	小川	
		小川	舟川	扇状地内を流下する河川
新川地区	早月川・片貝川等グループ	吉田川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
	鴨川・中川等グループ	黒瀬川	黒瀬川	
		鴨川	鴨川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
		上庄川	上庄川	
	上庄川・阿尾川等グループ	余川	余川	
		阿尾川	阿尾川	谷地形を流下する河川
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な管理点
常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	
		白岩川	白岩川	
		白岩川	新津川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
	いたち川・山田川等グループ	神通川	神通川	
		神通川	いたち川	
		神通川	土川	神通川流域内を流下する河川
	下条川等グループ	神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	千保川・旅川等グループ	下条川	下条川	
		庄川	和田川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		小矢部川	千保川	
	子瀬川・小矢部川等グループ	小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
		小矢部川	子瀬川	
		小矢部川	浪江川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

（２）近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

新川地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
鴨川	平成 10 年 7 月	豪雨	下流部の魚津市中心市街地において、床下浸水 26 戸、主要な道路の通行止めなどの被害が発生し、地域の商業活動や周辺住民の生活に大きな支障をもたらした。
中川	平成 10 年 8 月	梅雨前線 豪雨	床下浸水 7 戸、浸水面積（田）0.5ha
沖田川	平成 13 年 6 月	豪雨	床上浸水 4 戸、床下浸水 199 戸、浸水面積 3.6ha
沖田川	平成 24 年 9 月	豪雨	浸水 22 戸、浸水面積 0.8ha
鴨川等	平成 26 年 7 月 19 日～20 日	集中豪雨	魚津市、高岡市、砺波市を中心に公共土木施設災害は 33 箇所、被害額約 2 億 5 千万円、建物被害は床上浸水 37 棟、床下浸水 176 棟に達する甚大な災害となった。 【鴨川】床上浸水 4 戸、床下浸水 11 戸



平成 10 年 7 月 鴨川



平成 24 年 9 月 沖田川

② 河川改修の状況（参考事例）

二級河川中川水系中川及び沖田川においては、昭和 47 年度から、中川及び沖田川等の各支川における洪水を市街地上流で全量配分する中川放水路の整備に着手した。この放水路は、河口から沖田川分水地点までの間約 3 km の整備を進めるもので、平成 13 年度末に完成した。

また、沖田川についても下流部の流域が大きいことに加え、流下能力が小さいことから、平成 14 年度に沖田川放水路の整備に着手し、平成 28 年度末に暫定完成している。

二級河川鴨川水系鴨川は、川幅が狭く、流下能力が小さいため、過去にたびたび浸水被害が発生しており、平成 10 年 7 月の豪雨では、床下浸水 26 戸の被害が発生している。これに対し、沿川は住宅等が密集しており、現川改修が困難であることから、魚津市相木地先を分水地点とする放水路を、既設の道路下に整備し、浸水被害の解消が図られてきている。

4. 減災のための目標

新川地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

【早月川・片貝川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、魚津市・滑川市・黒部市の市街地・工業地域・集落等に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、早月川・片貝川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・工業地域・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・工業地域・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、早月川・片貝川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組みを実施する。

- ① 扇状地河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取組み
- ② 早月川・片貝川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取組み

【鴨川・中川等グループ】

■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫域に魚津市・滑川市の中心市街が形成されている地形特性・社会特性を踏まえ、鴨川・中川等での大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地に流れ下る。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、鴨川・中川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組みを実施する。

- ① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取組み
- ② 鴨川・中川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取組み

なお、ハード対策は流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き主な取組として整理する。

5. 現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

① 地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		○管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		○想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表。
		○災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難指示等の発令基準		○地域防災計画に具体的な避難指示の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
	オ	●県管理河川における避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
住民等への 情報伝達の 体制や方法		○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
	ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。
避難誘導体制	ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。
		○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③ 水防に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川水位等 に係る情報 提供		○基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		○水防警報を水防団員へFAX等により情報提供している。
		○災害発生のおそれがある場合は、河川管理者及びダム管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	タ	●急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

③ 水防に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
河川の巡視 区間		○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。
		○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材 の整備状況		○事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁 舎、企業、 病院等の水 害時におけ る対応		○防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
排水施設、 排水資機材 の操作・運 用		○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		○機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
関係機関と連携した施設運用		○農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		○水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		○洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
	マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。

6. 令和7年度までに実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「早月川・片貝川等グループ」及び「鴨川・中川等グループ」でそれぞれ整理する。

(1) ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策		
1	浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫・河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①）	フ
2	堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	へ、ホ
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備		
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ、チ
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ、サ、シ
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ、サ、シ
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト、ニ、ノ
7	浸透ますの設置、校庭貯留の実施	ヒ
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ
10	応急的な退避場所の確保	カ
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	へ、ホ
12	重要インフラの機能確保	カ
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ
14	河川管理の高度化	フ、へ、ホ

(2) ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目については、以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組		
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア, イ
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア, イ
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア, イ
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア, イ
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア, イ
21	災害リスクの現地表示	エ, オ, カ, ク
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	サ
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ, サ, シ, ス

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア, イ, ウ
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ, キ, ク
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ, キ, ク
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ, コ, サ, シ
30	避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ, マ
31	中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ, ム
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ, ム
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ, ム

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ, キ, ク, チ
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ, ソ, タ, チ
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ, ト, ナ
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ, ト, ナ
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①）	ヌ
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①）	ス
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①）	サ
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①）	ヌ
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②）	カ, ネ
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③）	ネ, ノ
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③）	ノ
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③）	ノ
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	ネ, ノ, ホ

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。